

令和8年5月

ご契約者 各位

秋川農業協同組合

自賠責共済掛金および自賠責共済約款の変更について

拝啓 時下ますますご清栄のこととお喜び申し上げます。

平素はJAおよびJA共済事業に関しまして格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、標記のとおり、令和8年11月1日以降始期契約における自賠責共済掛金および令和8年10月1日以降始期契約の自賠責共済約款の変更についてご案内いたします。

敬 具

記

1. 共済掛金の変更について

(1) 変更の概要について

令和8年11月1日以降始期契約より、自賠責共済掛金が全車種平均で6.2%引上げとなります。

(ただし、改定率は共済期間・車種等により異なります。)

以下①、②を主な要因として、純共済掛金率・社費・代理店手数料のいずれについても収入が不足する状況にあることを踏まえ決定されました。

①事故率が下げ止まりつつある中、治療費の増加により、共済金支払単価が上昇していること。

②インフレ等により自賠責制度の運営に係る事務コストが増加していること。

【共済掛金例（本土）】

<自家用乗用自動車の2年（24か月）契約の場合>

現行共済掛金 17,650円⇒新共済掛金 18,560円（910円の引上げとなります）

<軽自動車（検査対象車）の2年（24か月）契約の場合>

現行共済掛金 17,540円⇒新共済掛金 18,660円（1,120円の引上げとなります）

(2) 令和8年11月1日以降始期契約の取扱いについて

令和8年11月1日以降始期の自賠責共済契約については、令和8年8月1日より変更後の共済掛金で手続きが可能となります。

2. 共済約款の変更について

(1) 変更の概要について

自賠責共済の引受・契約管理における業界共同システム「One-JIBAI」^{*}の導入に伴い、自賠責共済に関する非対面での手続きや自賠責共済証明書のPDFデータ交付等が実現しています。

これら実現後の実務にあわせた規定の明確化等、現行実務との整合等を図り、共済契約者または被共済者にとって、わかりやすい約款に変更（令和8年10月1日以降始期契約から適用）します。

なお、現行実務との整合等を図るための変更であり、令和8年9月30日以前始期契約と取扱いが異なるものではありません。

※ One-JIBAIの詳細は以下をご参照ください。

<https://www.ja-kyosai.or.jp/info/2024/20250219.html>

(2) 新約款の適用について

令和8年10月1日以降始期契約から適用します。

(3) 新約款のJA共済ホームページへの掲載について

お手元の約款（「自動車損害賠償責任共済証明書（裏面）」および「自賠責共済のしおり」）について、変更後の約款と異なる場合がございます。変更後の約款についてはJA共済ホームページ（<https://www.ja-kyosai.or.jp/important/>）をご参照ください。（ホームページへの掲載は令和8年7月上中旬頃を予定しています。）

以 上

